「税留保金額（別表三(一)「32」）に対する税額（別表三(一)「40」）」を「留保金　課税留保金額（別表三(一)「36」）　同上に対する税額（別表三(一)「44」）」に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七㈠「２の計」＋（別表七㈡「11」、「22」又は「31」））」を「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七㈠「２の計」＋（別表七㈡「11」、「22」又は「32」））」に、「所得税の額等（別表六㈠「６の③」＋「23の計」）」を「所得税の額（別表六㈠「６の③」）」に改め、同表の記載要領等四号中「第42条の６第５項」を「第42条の５の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第42条の６第５項」に、「若しくは第42条の10第５項」を「、第42条の10第５項」に、「又は」を「若しくは第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は」に改め、同号(二)中「「リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」）」を「「リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十八)「30」＋別表六(三十)「31」）」に改め、同号(5)中「「所得税の額等(42)」」を「「所得税の額(42)」」に改め、同号(1)及び(2)中「控除して計算する」を「控除した金額を記載する」に改める。

別表一(一)の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「46の①」）」に、「法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「22」＋別表六(十四)「32」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「22」＋別表六(二十一)「21」）」を「法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十五)「32」＋別表六(十八)「24」＋別表六(十九)「22」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十五)「24」＋別表六(二十六)「12」）」に、「リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」）」を「リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十八)「30」＋別表六(三十)「31」）」に、「控除税額（(8)－(9)）と(45)のうち少ない金額）」を「控除税額（(8)－(9)）と(44)のうち少ない金額）」に、「所得税額等の還付金額(47)」を「所得税額等の還付金額(46)」に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七㈠「２の計」＋（別表七㈡「11」、「22」又は「31」））」を「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七㈠「２の計」＋（別表七㈡「11」、「22」又は「32」））」に改め、同表に次のように加える。

所得税の額（別表六㈠「６の③」）	42	
みなし配当の25％相当額（別表六㈠「23の計」）	43	
外国税額（別表六㈡「21」）	44	
計 (42)＋(43)＋(44)	45	